被扶養者申告書（ 認定の場合 ）

申告事由発生日から**５日以内**に申告書を提出してください。遅延により所属所の受理が**３０日を経過した**場合は、原則所属所が申告書を受理した日からの認定となります。

任意継続組合員の方は、退職後から新たに生計維持する家族についての新規認定者は、配偶者と出生の子のみとなります。

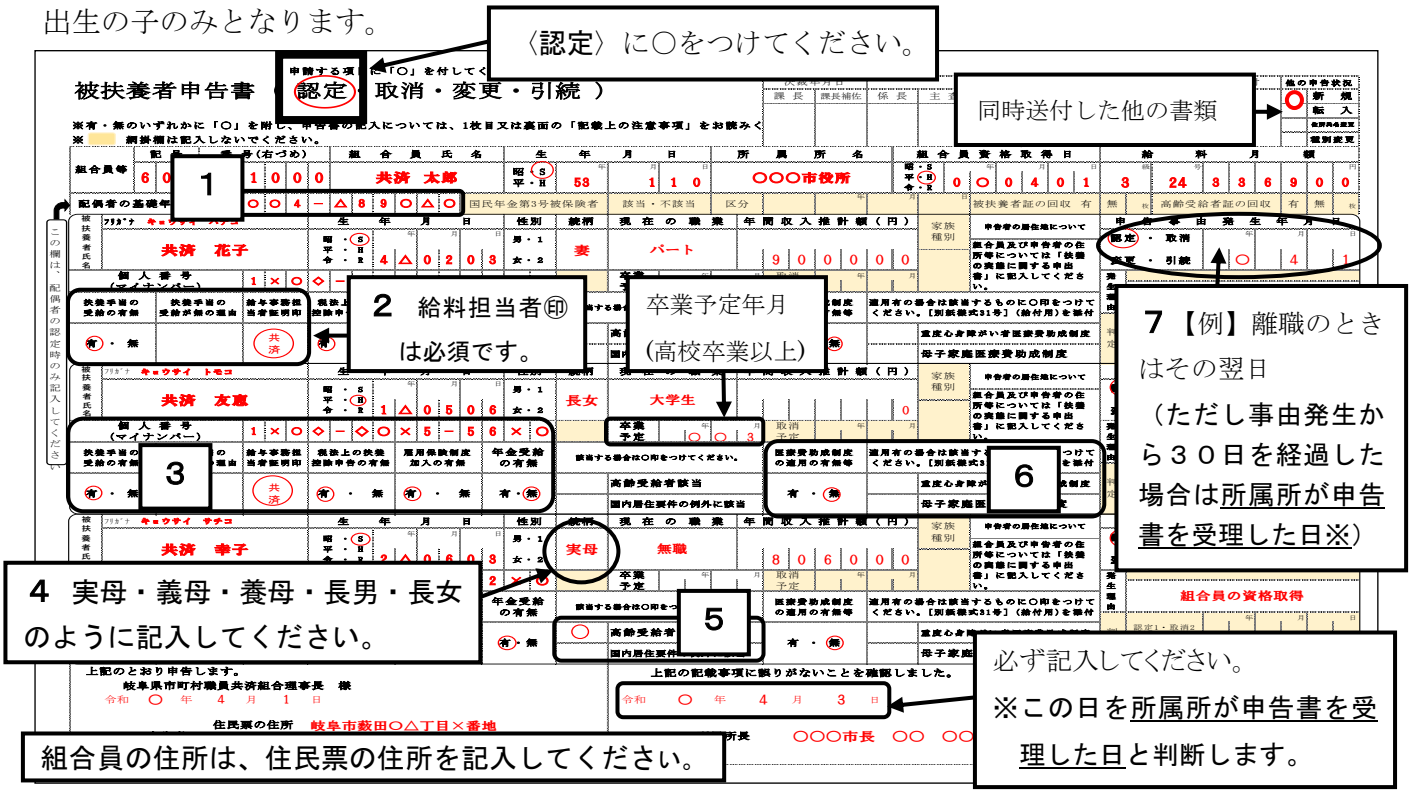

1	配偶者の場合は、必ず「基礎年金番号」を記入してください。
2	今後の扶養手当の有無に〇をつけ、必ず給与担当者印を押印してください。 無のときは、その理由を記入してください。（年齢要件・親族要件など）
3	・個人番号（マイナンバー）※ ・今後の組合員の所得税計算における扶養控除対象の有無 ・過去４年間の雇用保険の加入状況の有無 ・年金（老齢・障がい・遺族等すべて含む）受給の有無 記入モレの無いようお願いします。 ※個人番号について：出生の子に係る個人番号の通知書がご自宅へ届いていないため認定申告が遅れそうな場合は、個人番号のみを後日報告してください。
4	子は「**長男・長女**」、父母は「**実母・養母・義父**」のように記入してください。 （認定要件上および医療給付上、続柄の正しい把握が必要であるため。）
5	・「高齢受給者」に該当している場合は「〇」をつけてください。 ・「国内居住要件の例外に該当」する場合は、「〇」をつけてください。なお、その場合は「扶養の実態に関する申立書」【扶－５】に要件該当の理由を記載してください。 （国内居住要件の例外）外国に一時的に留学する学生、外国に赴任する組合員に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者など、日本国内に住所がないとしても、日本国内に生活の基礎があると認められるもの
6	**〈重度障がい〉**又は**〈母子〉**に係る医療費助成制度の適用の有無に〇をつけてください。 福祉医療費受給者証をお持ちの方は、重度・母子いずれかに〇をつけ、受給者証のコピー及び別紙様式第 31 号(給付用)「**他法令適用申告書**」【扶－10】を添付してください。 （これから助成申請をする場合は、有無の事実のみ記入し、後日提出してください。）
7	申告事由の発生日とその理由を記入してください。 **事由発生日から３０日を経過した場合は、所属所が申告書を受理した日を記入してください。** （ただし、特例として出生の子については出生日からの認定としますが、この特例を受ける場合は遅延理由書（任意の書式）に遅延の理由を詳しく記入して提出してください。）

【添付書類】 被扶養者の状況に応じた必要書類を提出してください。【扶－１】